

公益財団法人暴力追放高知県民センター賛助会員規程

公益財団法人暴力追放高知県民センター規程第1号

公益財団法人暴力追放高知県民センター定款第55条の規定に基づき、公益財団法人暴力追放高知県民センター賛助会員規程を次のように定める。

平成23年6月6日

公益財団法人暴力追放高知県民センター理事長 岡内 紀雄

公益財団法人暴力追放高知県民センター賛助会員規程

公益財団法人暴力追放高知県民センター賛助会員規程（平成4年4月20日財団法人暴力追放高知県民センター賛助会員規程第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人暴力追放高知県民センター（以下「センター」という。）に係る賛助会員（以下「会員」という。）の入会、退会及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会員の資格）

第2条 会員は、真にセンターの目的に賛同する者又は機関及び団体に限るものとする。

2 以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）は、会員となることできない。

- (1) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (2) 暴力団準構成員
- (3) 暴力団関係企業の関係者
- (4) 暴力団等に利益を供与する共生者
- (5) 総会屋
- (6) 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ又はえせ右翼団体、その他これに準ずる者
- (7) 前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 以下の各号に該当する企業・団体は、会員となることできない。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる法人又は団体
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる法人又は団体
- (3) 不当に反社会的勢力を利用し、又は利用していると認められる法人又は団体
- (4) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる法人又は団体
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

法人又は団体

(確約と表明)

第3条 会員になろうとする者及び企業・団体は、反社会的勢力でないことの確約表明書（様式第1号及び第2号）を理事長に提出するものとする。

2 企業・団体にあつては、併せて役員が反社会的勢力でないことの確約表明書（様式第3号「企業・団体等用」）を理事長に提出するものとする。

(入会の申込み)

第4条 会員になろうとする者又は企業及び団体は、入会申込書（様式第4号）に前条に規定する確約表明書を添えて理事長に提出しなければならない。

(入会の承認)

第5条 理事長は、入会申込みに係る案件については、審査のうえ理事会に付議するものとする。

2 理事会は、申込者が会員に相応しいと認めるときは、入会を承認するものとする。

3 理事長は、理事会が入会を承認したときは、申込者に通知するものとする。

4 理事長は、申込者が会員に相応しいと認めた場合であつて、入会の申込み時期などにより、直ちに理事会の承認を得ることができないときは、仮入会として扱い、事後の理事会において承認を求めるものとする。

(会員の特典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 「暴力追放賛助会員之証」の交付

(2) 機関誌の提供

(3) 暴力団の動向及び情勢に関する資料等暴力団排除関係資料の配布

(4) 暴力追放高知・県市民総決起大会等のご案内

(5) その他

(届出事項の変更)

第7条 会員は、個人にあつては住所又は氏名、企業及び団体にあつては名称、所在地又は代表者の氏名に異動が生じた場合は、速やかに理事長に届け出るものとする。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

2 退会する場合は、あらかじめ理事長に退会届（様式第5号）を提出するものとし、退会届が受理された日をもって退会とする。

3 会費を2年にわたって滞納したときは、未納の最終年度末日をもって退会したも
のとする。

(除名)

第9条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は除名することができ

る。

- (1) センターの名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) 公益財団法人暴力追放高知県民センター定款第3条の目的に反する行為があったとき。
- (3) 第2条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したとき、又は第3条の確約表明書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(報告)

第10条 理事長は、会員が退会し、又は会員を除名したときは理事会に報告するものとする。

(賛助会費)

第11条 会員は、賛助会費を納入するものとする。

2 賛助会費は年会費とし、次の区分とする。

- (1) 個人会員 1口 5,000円以上
- (2) 団体等会員 1口 10,000円以上

(賛助会費の納入方法)

第12条 会費は、原則としてセンターからの請求により、指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(賛助会費の使用)

第13条 賛助会費は、寄付金として取扱い、公益目的事業費及び法人会計費として使用する。

2 賛助会費を受け入れた場合は、賛助会員名簿（団体・個人）及び会費受入れ状況表（様式第6号）を作成し、保管するものとする。

(責任及び会費の不返還)

第14条 会員が任意に退会し、除名されることについては、センターは何らの責任を負わず、すでに収められた会費については返還しないものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、会員の運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月6日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

公益財団法人暴力追放高知県民センター
理事長 殿

住所

氏名

印

反社会的勢力でないことの確約表明書（個人用）

私は、次に該当する者でないことを確約し、表明します。

- 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業の関係者
- 暴力団等に利益を供与する共生者
- 総会屋
- 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ等
- えせ右翼団体
- その他これに準ずる者

様式第2号（第3条関係）

公益財団法人暴力追放高知県民センター
理 事 長 殿

名 称

所在地

代表者

印

反社会的勢力でないことの確約表明書（企業・団体等用）

当社・当団体は、次に該当する企業・団体等でないことを確約し、表明します。

- 暴力団関係企業・団体
- 暴力団等に利益を供与する企業・団体
- えせ右翼団体
- 社会運動又は政治活動等を標榜する団体、その他これに準ずる団体

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

退 会 届

公益財団法人暴力追放高知県民センター
理 事 長 殿

住 所

氏 名

印

公益財団法人暴力追放高知県民センター賛助会員規程第7条の規程に基づき、退会届を次のとおり提出します。

記

賛 助 会 員 欄	個 人	住 所	
		職 業	
		氏 名	
	団 体	名称(屋号)	
		所 在 地	
		代 表 者	

役員が反社会的勢力でないことの確約表明書（企業・団体用）

当社・当団体の役員には、次のいずれにも該当する者がいないことを確約し、表明します。

- 1 当社・団体の役員には、次に該当する者（反社会的勢力という。）はいません。
 - (1) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - (2) 暴力団準構成員
 - (3) 暴力団関係企業の関係者
 - (4) 暴力団等に利益を供与する共生者
 - (5) 総会屋
 - (6) 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ又はえせ右翼団体、その他これに準ずる者
 - (7) 前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 当社・団体の役員には、以下の反社会的勢力と関係を有する法人又は団体等と関係する者はいません。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる法人又は団体
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる法人又は団体
 - (3) 不当に反社会的勢力を利用し、又は利用していると認められる法人又は団体
 - (4) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる法人又は団体
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人又は団体
- 3 当社・団体の役員には、自ら又は第三者を利用して他の団体又は個人に対して以下の各号の一に該当する行為をした者はいません。
 - (1) 暴力的要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 事業を行うに当たり脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて信用を毀損し、業務の妨害をする行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 当社・団体の役員には、過去5年以内に暴力団員等と共同して何らかの犯罪を犯し、罰金刑以上の刑に処せられ、刑の執行を終わり又は執行を受けなくなった日から5年を経過しない者はいません。

署名
